

公 告

下記森林について、森林経営管理法第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 3 年 2 月 5 日

御坊市長 三浦 源吾



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理 番号	森林の所在			森林情報					経営管理権の 存続期間	備考
	大字	字	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)		
集 R 2-1	藤田町 吉田	八幡	2268-1	33	へ	2	境内地	2.7341 (0.29)	2021.4.1～ 2026.3.31	
集 R 2-2	藤田町 吉田	大谷口	2288-1	33	イ	2	山林	17.9149 (0.87)	2021.4.1～ 2026.3.31	
集 R 2-3	明神川	松葉	816	26	ロ	25	山林	0.5937 (0.16)	2021.4.1～ 2026.3.31	
集 R 2-4	明神川	鴟谷	765	26	ロ	7	山林	0.8296 (0.35)	2021.4.1～ 2026.3.31	
集 R 2-5	湯川町 富安	東谷	548-1	38	ハ	3	山林	1.6202 (1.14)	2021.4.1～ 2026.3.31	
集 R 2-6	明神川	西ノ坪	670	26	イ	2	山林	3.5495 (0.7)	2021.4.1～ 2026.3.31	
集 R 2-7	湯川町 富安	東谷	548	38	ハ	2	山林	0.6421 (0.32)	2021.4.1～ 2026.3.31	
集 R 2-8	明神川	西ノ坪	675	26	イ	10	山林	1.2523 (0.3)	2021.4.1～ 2026.3.31	
集 R 2-9	明神川	鴟谷	772-1	26	ロ	13	山林	2.7997 (0.37)	2021.4.1～ 2026.3.31	

※面積の数値は地番全体の面積、（）書きの数値は人工林の面積

2 縦覧場所

御坊市役所農林水産課、御坊市のホームページ

3 本公告により、御坊市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。